永禄 10 年（1567）織田信長は斉藤龍興を追放して岐阜に入城し、その直後の 10 月に岐阜城下町のすぐそばにあった「楽市場」にあてて、この定書（さだめがき）を出しました。楽市場とは、いろいろな制約にとらわれずに自由に商売ができる市場のこと、制札は命令を書いた板です。その内容は、市場に多くの人を集めるために税金や借金などについて有利な約束をし、また市場内を平和に保つことを命じています。

信長は、たびかさなる戦いで散り散りになってしまっていた市場をもう一度さかんにして、城下町の経済活動をささえることをめざしたのでした。岐阜市若宮町の橿森（かしもり）神社の前にエノキの木は、もとは楽市場に生えていたものが今の場所に移されたと言い伝えられており、この楽市場は岐阜城下町の南入口の近くにあったと考えられています（違う場所であるという考えもあります）。

本物の制札は円徳寺（岐阜市神田町六丁目）に伝えられ、日本の歴史や文化を語る大切なものとして、国の重要文化財に指定されています。

1．楽市場制札のレプリカ…円徳寺所有の制札の複製です。
2．制札の内容を簡単に書き直したもの…当館学芸員による楽市場制札の読み下しです。
3．宣教師ルイス＝フロイスが記録した戦国時代の「岐阜」の様子…「フロイス日本史４」の中から抜粋した資料です。
4．戦国時代の岐阜城と岐阜城下町の模型…岐阜市歴史博物館の総合展示室「天下鳥瞰絵巻」の岐阜城下町の模型の資料です。

1．楽市場制札のレプリカ

定　楽市場

一　この市場に移って来る者は、信長が支配する地域を自由に通行してよい。また、これまで借りた金・米は、この市場にいれば返さなくてもよく、ここでの土地代や労働などの税も命じることはない。たとえ長くたれかの家臣であった者でも、この市場に来たからにはもとの主人に連れもどされることはない。

一　この市場で、むりやりに物を買ったり、乱暴・けんか・口論をしてはいけない。

一　道理に合わないことを命じてくる使者は、この市場に入れてはならない。また、市場に泊まって、無理なことを言いかけてはならない。

右の命令にそむく者は、ただちに厳しい罰を与える。よって、このように命令するものである。

永禄十年十月　日　信長のサイン

2．制札の内容を簡単に書き直したもの

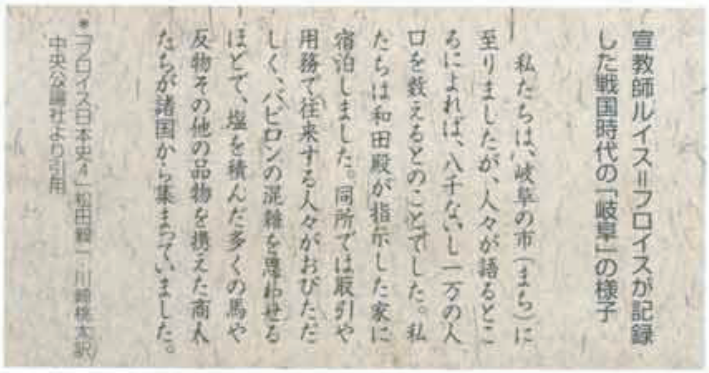

宣教師ルイス＝フロイスが記録した戦国時代の「岐阜」の様子

私たちは、岐阜の市（まち）に至りましたが、人々が語るところによれば、八千ないし一万の人口を数えるとのことでした。私たちは和田殿が指示した家に宿泊しました。同所では取引や用務で往来する人々がおびただしく、バビロンの混雑を思わせるほどで、塩を積んだ多くの馬や反物その他の品物を携えた商人たちが諸国から集まっていました。

＊「フロイス日本史4」（松田毅一・川崎桃太訳）中央公論社より引用

3．宣教師ルイス＝フロイスが記録した戦国時代の「岐阜」の様子

4．戦国時代の岐阜城と岐阜城下町の模型